

平成 28 年度 第 1 回上越市交通安全対策会議 次第

と き 平成 28 年 8 月 2 日 (火)
午前 10 時～

ところ 上越市役所 4 階 401 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 第 9 次上越市交通安全計画の総括について 資料 1

(2) 第 10 次上越市交通安全計画について 資料 2、資料 3、資料 4

(3) その他

4 閉会

【配布資料】

資料 1 第 9 次上越市交通安全計画の総括

資料 2 第 10 次上越市交通安全計画の考え方について

資料 3 第 10 次上越市交通安全計画構成 (案)

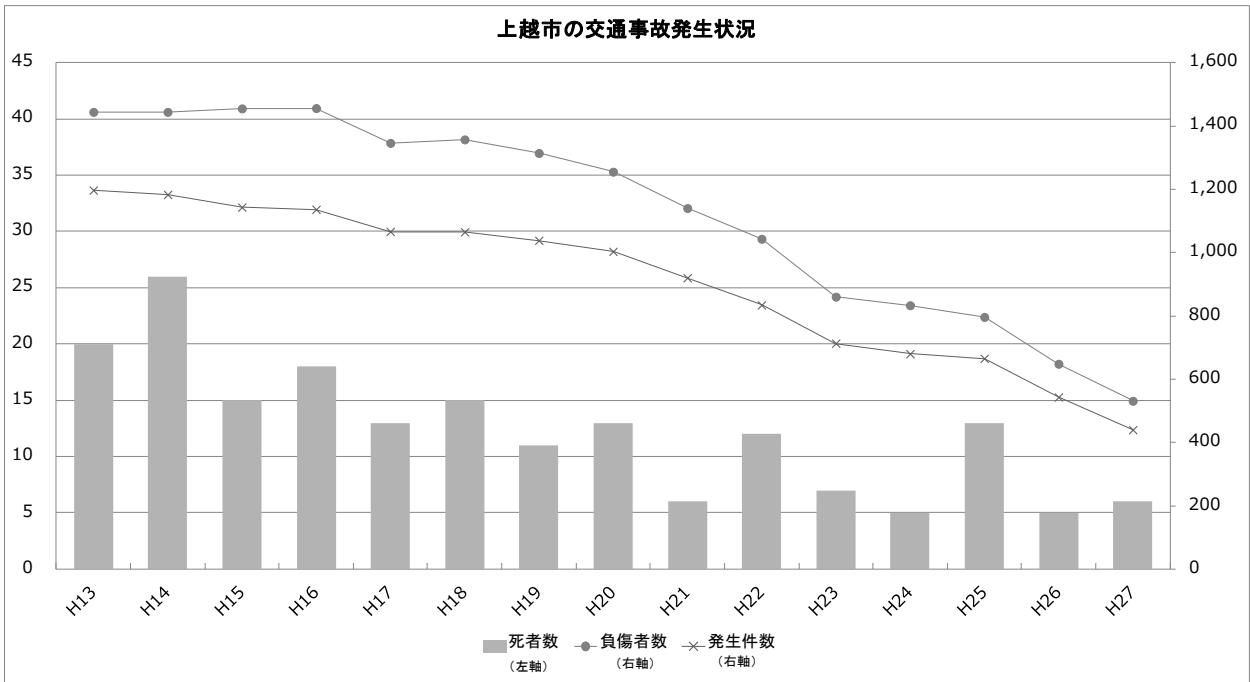
資料 4 第 10 次上越市交通安全計画策定スケジュール

第 9 次上越市交通安全計画の総括

第 9 次計画に関する全体評価

- ・第 9 次交通安全計画による様々な施策の推進や自動車の安全性能の向上などにより、交通事故発生件数、負傷者数は年々減少していることから、一定の効果があったものと考えられる。
- ・一方で、計画の目標である死者数については、目標を下回った年があるものの、平成 26 年からは増加傾向にあり、特に今年は 7 月までに昨年を上回るなど危機的状態にあることや、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高い水準であること、シートベルトの着用率及びチャイルドシートの使用率が低いことなどから、更に交通事故防止に資する対策を推進することが重要である。
- ・計画期間中の状況を踏まえ、特に高齢者、歩行者及び自転車利用者の交通事故防止対策、シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底が重要である。
- ・また、飲酒運転による事故件数は、平成 25 年以降増加する傾向にあり、飲酒運転の根絶に向けた更なる取組も必要である。

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28.7.20 現在
発生件数	713 件	680 件	665 件	543 件	440 件	182 件
死者数	7 人	5 人	13 人	5 人	6 人	8 人
うち高齢者数 (死者数に占める割合)	3 人 (42.9%)	3 人 (60.0%)	7 人 (53.8%)	4 人 (80.0%)	3 人 (50.0%)	5 人 (62.5%)
負傷者数	860 人	833 人	796 人	648 人	531 人	217 人

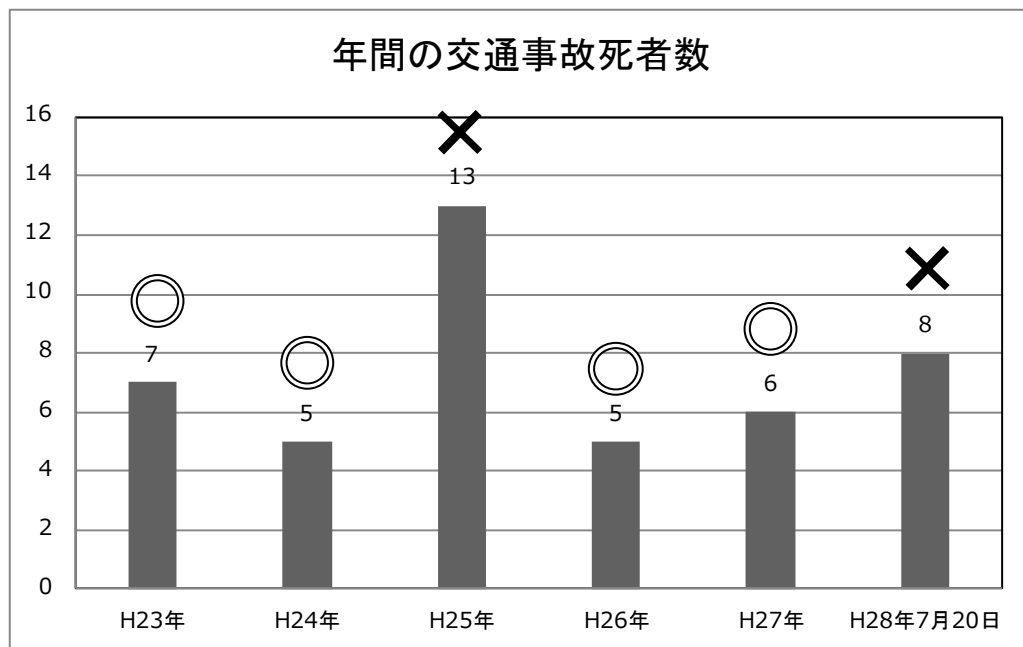


第9次上越市交通安全計画の目標達成状況

○計画の目標

平成28年までに年間の交通事故死者数を7人以下にすることを目指します。

- ・第9次交通安全計画期間中の交通事故の発生状況は、発生件数、負傷者数は年々減少してきた。
- ・しかし、計画の目標である死者数については、目標を下回った年があるものの、平成26年からは増加傾向にあり、特に今年は7月20日現在で8人となり、昨年を上回る危機的な状態であり、目標を達成することができなかった。



第9次上越市交通安全計画の重点課題の目標達成状況

①高齢者の交通事故防止

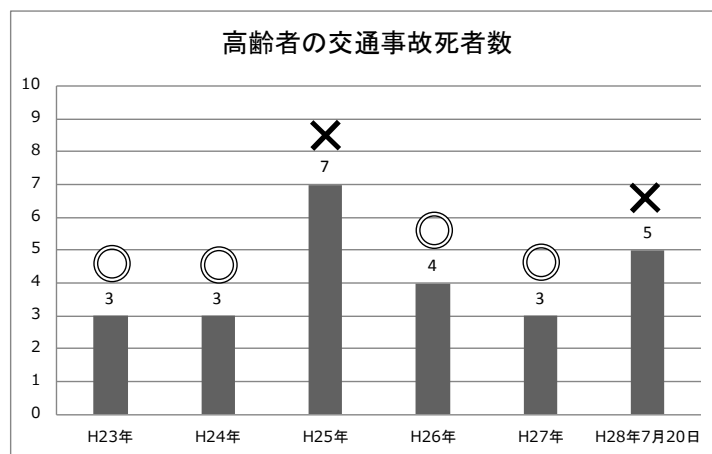
平成28年までに年間の高齢者の交通事故死者数を4人以下にすることを目指します。

○これまでの主な取組内容

- ・高齢者安全教室の開催やシルバードライビングスクールなどの開催。
- ・高齢者家庭訪問指導の実施（夜光反射材の配布）。
- ・「クイックステップ（俊敏性測定器）」、「自転車シミュレーター」、「歩行環境シミュレーター」を活用した実践型の交通安全教室の開催。
- ・高齢者の加害事故や自損事故を減少させるため、平成24年に運転免許証自主返納支援事業を創設。
- ・歩道の設置や点字ブロックの設置、既設歩道の拡幅、側溝蓋の設置など交通安全施設の整備。

○検証結果

- ・計画期間中の交通事故死者数に占める高齢者の割合は56.8%、また、高齢者が加害者となる事故の割合は19.7%となっている。
- ・目標である高齢者の交通事故死者数は、目標を下回る年もあったが、本年は7月20日現在で5人となり、目標を達成することができなかった。
- ・今後も高齢化の進行が予測されていることから、引き続き高齢者に対する交通安全教育や啓発活動を実施する必要がある。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28.7.20 現在
交通事故死者総数	7人	5人	13人	5人	6人	8人
うち高齢者交通事故死者数	3人	3人	7人	4人	3人	5人
死者総数に占める高齢者死者率	42.9%	60.0%	53.8%	80.0%	50.0%	62.5%
交通事故総数	713件	680件	665件	543件	440件	182件
うち高齢者事故数	231件	206件	228件	203件	185件	53件
事故総数に占める高齢者事故率	32.4%	30.3%	34.3%	37.4%	42.0%	29.1%
高齢加害事故件数	122件	120件	141件	111件	111件	31件
事故総数に占める高齢加害事故率	17.1%	17.6%	21.2%	20.4%	25.2%	17.0%

②歩行者及び自転車の安全確保

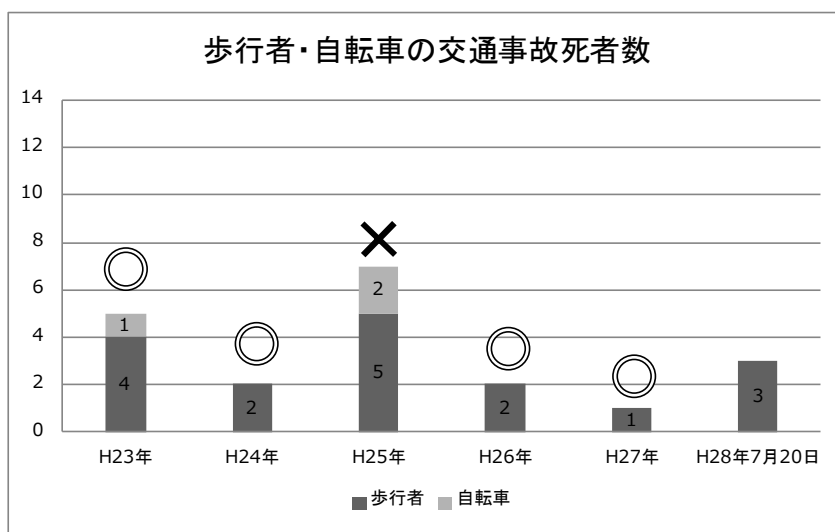
平成 28 年までに歩行者及び自転車乗用中の死者数を 3 人以下にすることを目指します。

○これまでの主な取組内容

- ・園児、児童に対する交通安全教室の開催や高校生に対する自転車教室の開催、企業等を対象とした交通安全教室の開催。
- ・通学路の安全点検の実施や通学時間帯における街頭指導の実施。
- ・歩道の設置や点字ブロックの設置、既設歩道の拡幅、側溝蓋の設置など交通安全施設の整備。(再掲)

○検証結果

- ・目標である歩行者と自転車乗用中の死者数は、本年 7 月 20 日現在で 3 人となり、目標達成が危惧される状況にあり、引き続き交通安全教育や啓発活動を推進していく必要がある。
- ・自転車運転者が加害者となる事故も発生していることから、自転車利用の正しいルール・マナーの周知徹底などの啓発活動が重要である。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28.6
交通事故死者総数	7人	5人	13人	5人	6人	8人
うち歩行者・自転車事故死者数	5人	2人	7人	2人	1人	3人
死者総数に占める割合	71.4%	40.0%	53.8%	40.0%	16.7%	37.5%

③シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

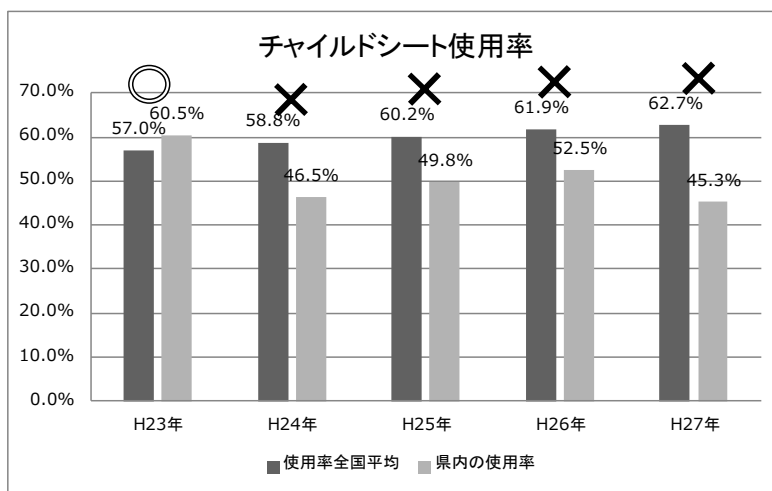
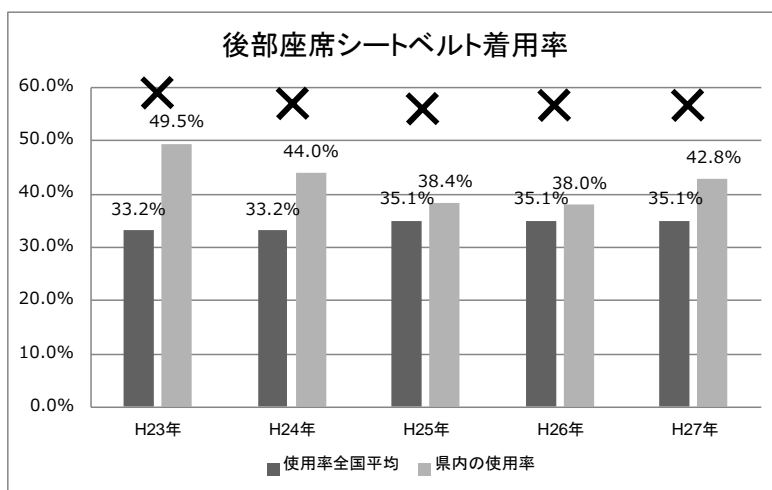
平成 28 年までに一般道での後部座席のシートベルト着用率を 70%以上に、チャイルドシートの使用率を全国平均以上に引き上げることを目指します。

○これまでの主な取組内容

- ・ 保育園や幼稚園の保護者を対象とした交通安全教室の開催や「シートベルトコンビンサー」等を利用した衝撃体験講習会の開催。
- ・ 各季の交通安全運動と連動させた重点的なシートベルト・チャイルドシート着用推進の取組やFM ラジオ等を利用した広報啓発活動を実施。
- ・ シートベルト違反、チャイルドシート着用義務違反の交通指導取締りの推進。

○検証結果

- ・ 後部座席のシートベルト着用率については、計画期間中目標を達成できていない。
- ・ また、チャイルドシートの使用率についても、平成 23 年を除き目標を達成できていない。
- ・ 交通安全教育や多岐にわたる広報・啓発活動を通じて、シートベルト着用の徹底及びチャイルドシート使用の徹底を図る必要がある。



※シートベルト着用率、チャイルドシート使用率とも市内の統計データがないため、県内データを使用

④飲酒運転の根絶

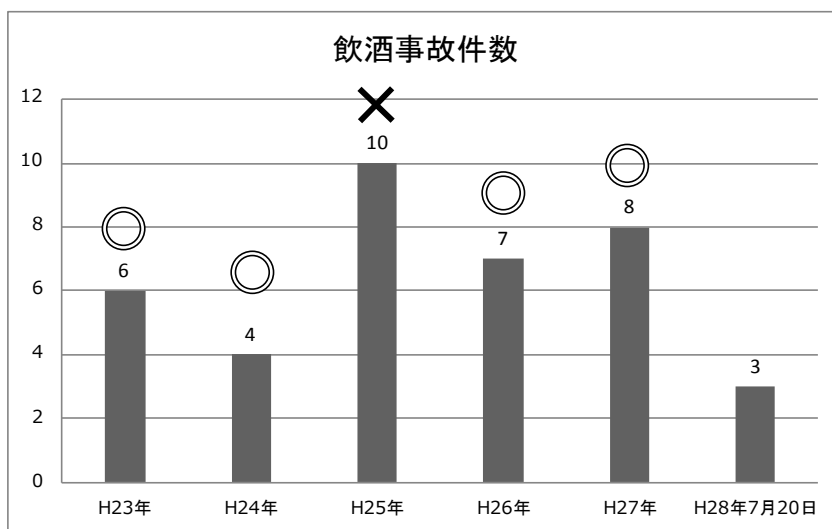
平成 28 年までに飲酒運転による交通事故件数を 9 件以下にすることを目指します。

○これまでの主な取組内容

- ・「酒酔い体験ゴーグル」等を活用した体験型教室の開催や、飲酒運転の危険性、悪質性について、広報・啓発活動を実施。
- ・飲食店への訪問による飲酒運転防止活動の実施や「ハンドルキーパー運動」の定着に向けた取組の推進。

○検証結果

- ・飲酒運転による交通事故件数は、平成 24 年に 4 件まで減少したが、平成 25 年以降は高い水準で推移している。
- ・各種施策、取締りの推進により一定程度成果を上げているが、未だ飲酒運転を原因とする交通事故は後を絶たない。



⑤冬期間の交通事故防止

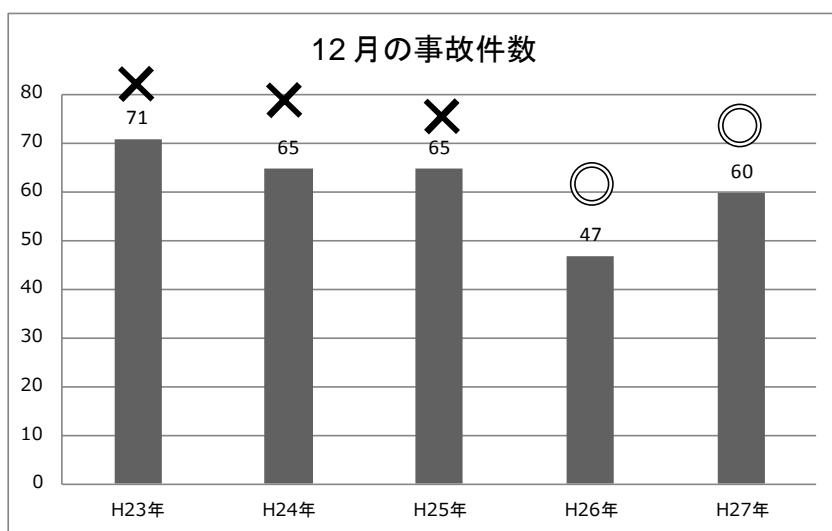
平成 28 年までに 12 月の交通事故件数を 64 件以下にすることを目指します。

○これまでの主な取組内容

- ・冬の交通事故防止運動期間中における重点的な雪道交通事故防止の広報・啓発活動。
- ・降雪、積雪、凍結等、気象状況及び交通状況に応じた適時適切な除雪や薬剤散布の実施。
- ・歩行空間確保のための歩道除雪の実施。

○検証結果

- ・平成 26 年には 47 件まで減少したが、平成 27 年は増加に転じた。
- ・なお、計画期間中の各月の発生状況を見ると、必ずしも 12 月が多い状況にない。



月別交通事故発生状況

(単位:件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H23	54	75	49	52	51	59	58	61	67	72	44	71
H24	52	69	42	57	45	46	54	59	67	67	57	65
H25	61	55	38	60	60	56	57	58	53	58	44	65
H26	52	37	34	40	52	46	48	65	43	38	41	47
H27	32	38	34	29	39	33	33	38	31	36	37	60

第 10 次上越市交通安全計画の考え方について

1 計画の考え方（案）

○人命尊重の理念に立って、人優先の交通安全思想の普及を図る

○計画期間は 4 年とする

※国の計画期間は 5 年であるが、県は計画期間を 4 年にする予定としている。市計画は県計画に基づき作成することから、県計画に合わせ 4 年（予定）とする。

2 計画の目標（案）

○平成 32 年までに年間の交通事故死者数を 4 人以下にすることを目指す。

※国において、第 9 次計画の約 8 割に当たる 2,500 人に設定している。同じ減少率を用いた場合、目標は 5.8 人となるが、平成 24 年と 26 年に達成していることから、より高い目標設定とする。

3 重点課題（案）

第 9 次計画の検証を踏まえて、また、継続性を考慮して以下の 4 項目を重点課題とし、それぞれの施策を展開する。

○高齢者の交通事故防止

- ・第 9 次計画期間中（H23～H28. 7. 20）の交通事故死者数に占める高齢者の割合が 56.8%となり、依然として高齢者の交通事故防止が大きな課題となっている。
- ・これからも高齢化が進展していく中、高齢者が交通事故の当事者とならないようにする取組も重要である。

○歩行者及び自転車の安全確保

- ・第 9 次計画期間中（H23～H28. 7. 20）の交通事故死者数に占める歩行者と自転車乗用中の割合は 45.5%であり、これらの交通事故防止が大きな課題となっている。
- ・また、全国では自転車が加害者となる死亡事故も起きていることから、自転車のルールとマナーについて理解を深める取組が重要である。

○シートベルトとチャイルドシート着用の徹底

- ・依然としてシートベルトの着用率とチャイルドシートの使用率が低い状況が続いている。
- ・シートベルトやチャイルドシートを着用した場合と非着用の場合、致死率に大きな差があることから、使用効果についての理解を深める取組が重要である。

○飲酒運転の根絶

- ・未だに飲酒運転を原因とする交通事故が後を絶たないことが大きな課題となっている。
- ・市民一人一人が「飲酒運転をしない、させない」という意識の確立を図ることが重要である。

※なお、第 9 次計画では、重点課題ごとに数値目標を設定していたが、計画の目標との関係が分かりにくいことから、第 10 次計画では設定しないこととする。

4 第 10 次上越市交通安全計画の施策（案）

第 9 次計画では、第 2 部に取組もうとする施策として、「重点施策」と「基本施策」に分け、各施策をそれぞれ記載していたが、重複施策もあり、分かりにくい面もあったことから、第 10 次計画では、「分野別の施策」にまとめて記載する。

また、一部の施策については、各施策項目の内容を整理し計画に盛り込むこととする。

第9次上越市交通安全計画

第1部 総論

第1章 計画の考え方
1 計画の基本理念
2 計画の性格・期間等

第2章 交通事故等の現状
1 道路交通を取り巻く情勢
2 踏切事故の現状

第3章 交通安全計画における重点課題
1 重点課題

第4章 第9次上越市交通安全計画の目標
1 第8次上越市交通安全計画の目標達成状況
2 第9次上越市交通安全計画の目標
3 重点課題の目標

第2部 取組もうとする施策

I 重点施策

第1章 高齢者の交通事故防止
1 道路・交通安全施設等の整備
2 事故防止対策の推進
3 教育・啓発の推進

第2章 歩行者及び自転車の安全確保
1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備
2 事故防止対策の推進
3 教育・啓発の推進
4 自転車利用者に対する指導の推進
5 歩行者・自転車に対する保護の推進

第3章 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
1 すべての座席における着用意識の普及啓発
2 交通指導取締りの強化

第4章 飲酒運転の根絶
1 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
2 交通指導取締りの強化

第5章 冬期間の交通事故防止
1 スリップ事故防止等のための啓発の推進
2 道路環境の整備
3 道路の交通安全運転のための規制の実施

II 基本施策

第1章 道路交通環境の整備
1 道路等の整備
2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進
3 道路使用・占用の適正化
4 総合的な駐車対策の推進
5 自転車利用環境の総合的整備
6 TDM(交通需要マネジメント)の推進
7 その他の道路交通環境の整備
8 事故防止対策の推進
9 災害に備えた道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策
1 交通安全に関する普及啓発活動の推進
2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
3 効果的な交通安全教育の推進
4 地域社会における交通安全意識の高揚

第3章 安全運転の確保
1 運転者教育等の充実
2 事業者に対する安全運転管理の指導
3 道路交通に関する情報の収集と提供

第4章 道路交通秩序の維持
1 交通指導取締りの強化
2 飲酒運転防止対策の強化
3 駐車秩序の確立
4 適正な交通規制の実施

第5章 救助・救急活動の充実
1 救助・救急環境の整備拡充
2 救急医療体制の整備

第6章 交通事故被害者対策の推進
1 自動車損害賠償保障制度の周知と無保険(無共済)車両の運行の防止
2 交通事故相談業務の推進
3 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

第7章 踏切道の安全についての施策の推進
1 踏切道の構造改良等による対策の促進
2 踏切保安設備等の整備
3 その他踏切道の安全と円滑化を図るための措置
4 踏切道の除雪の徹底

参考資料

1 用語集
2 交通安全対策基本法(抜粋)
3 上越市交通安全条例
4 上越市交通安全対策会議委員一覧

第10次上越市交通安全計画

第1部 総論

第1章 計画の考え方
1 計画の基本理念
2 計画の性格・期間等

第2章 交通事故等の現状
1 道路交通を取り巻く情勢
2 踏切事故の現状

第3章 交通安全計画の目標と重点課題
1 第9次上越市交通安全計画の目標達成状況
2 第10次上越市交通安全計画の目標
3 重点課題

第2部 分野別施策で内容を整理する。

第2部 分野別施策

第1章 道路交通環境の整備
1 道路等の整備
2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進
3 道路使用・占用の適正化
4 総合的な駐車対策の推進
5 自転車利用環境の総合的整備
6 TDM(交通需要マネジメント)の推進
7 その他の道路交通環境の整備
8 事故防止対策の推進
9 災害に備えた道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底
1 交通安全に関する普及啓発活動の推進
2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
3 効果的な交通安全教育の推進
4 地域社会における交通安全意識の高揚

第3章 道路交通秩序の維持
1 交通指導取締りの強化
2 飲酒運転防止対策の強化
3 駐車秩序の確立
4 適正な交通規制の実施

第4章 救助・救急活動の充実
1 救助・救急環境の整備拡充
2 救急医療体制の整備

第5章 交通事故被害者対策の推進
1 自動車損害賠償保障制度の周知と無保険(無共済)車両の運行の防止
2 交通事故相談業務の推進
3 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

参考資料

1 用語集
2 交通安全対策基本法(抜粋)
3 上越市交通安全条例
4 上越市交通安全対策会議委員一覧

第 10 次上越市交通安全計画策定スケジュール

	上位計画	上越市交通安全対策会議	その他
28 年 1～3 月	3/11 (国) 第 10 次交通安全 基本計画決定	1 月 ○文書照会 ・第 9 次計画取組状況に ついて	
4 月	随時、 県から 情報収集		
5 月			
6 月		事務局 第 9 次計画検証作業	
7 月			
8 月		8 月 2 日 第 1 回会議 ・9 次計画の総括 ・10 次計画について等	
9 月		事務局 ・10 次計画 (素案) 作成	
10 月		10 月上旬 第 2 回会議 ・10 次計画 (素案) につ いて	
11 月		事務局 ・10 次計画 (案) 作成 ○文書照会 ・10 次計画 (案) につ い意見照会	
12 月			■市議会へ中間報告
29 年 1 月			
2 月		事務局 ・パブリックコメント意見 対応 2 月下旬 第 3 回会議 ・パブリックコメントの 結果対応について ・第 10 次計画決定	
3 月	3 月中旬 新潟県第 10 次交通安全 計画決定 (予定)		■市議会へ報告 ■県へ報告 パブリックコメント結果 公表
4 月			